

令和7年度土屋中生活のきまり

(1) 頭髪について

項目	規定
色	染髪、脱色をせず、生まれつきの髪の色を保つ。
髪型等	○中学校生活にふさわしい髪型を原則とする。 ・パーマ、ヘアアイロンなどで髪を加工しない。 ・髪は肩にかかる場合は、結ぶか、編むようにする。髪を結ぶ場合は授業の妨げにならないように結ぶ。 ・前髪が目にかかるとう視力への影響や授業に集中できないため、目や顔が隠れない髪型にする。 ・ワックス、スプレー、ヘアスティックなどの整髪料は使用しない。 ・左右非対象の髪型はしない。 ・奇抜な髪型はしない。
	・髪をとめる場合は飾りのついてないヘアピン・ヘアゴムを用いる。 ・髪をとめるヘアピンは黒、ヘアゴムの色は黒、紺・こげ茶とする。 ・大きなヘアピンの使用も認める。 ・ウィッグ・エクステ・髪飾り等のアクセサリーをつけない。

(2) 服装について 冬の服装期間 11月～4月。 夏の服装期間 5月～10月。

※気温や体調に応じて夏、冬どちらの服装でもよい。

種類	規定
制服 (冬服)	指定されたブレザー、スラックス、スカート、ベスト、ネクタイ ・冬服のブレザーとネクタイはセットで着用する。 ・ブレザーはボタンをかけて着用し、腕まくりはしない。 ・スカートはひざ頭が隠れる長さにする。 ・ベルトは黒のベルトで生地は布、革のもので、あみこまれているベルトは着用しない。
シャツ	白無地のワイシャツ ・シャツをスラックスやスカートの外に出す、第二ボタンを外すなど、だらしない着方はしない。
下着 インナー	色の指定はない。ハイネックではないものとする。外から見えないように着こなす。
タイツ レギンス	10分丈の足首までのものとし、必ず靴下を履く。 ・柄は無地とする。 ・色は黒または紺色とする。 ・ハーフパンツ・スカートから見えての着用を認める。
セーター	色は黒、紺、グレーとし形はVネックの無地 ・セーターのみで生活することは認めない。 ・ジャージの下に着用することも認めるが、体育の授業では着用しない。
防寒具	コート、ウィンドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋など ・市販のコートについては色や形は特に指定はない。 ・授業中のひざ掛けの着用可。集会等でも教員の指示があった場合は着用することができる。ただし、移動中や休み時間のトイレ、廊下等での使用は認めない。

夏季	制服 (夏服)	白無地のワイシャツ、学校指定ポロシャツ、スラックス、スカート、ベスト ・ワイシャツをスラックスやスカートの外に出す、第二ボタンを外すなど、だらしない着方はしない。 ・スカートはひざ頭が隠れる長さにする。 ・ポロシャツはスラックス、スカートの外に出して着用してもよい。 ・ワイシャツはきれいにまくっていれば腕まくりをしてもよい。 ・ベルトは黒のベルトで生地は布、革のもので、あみこまれているベルトは着用しない
	ポロシャツ	準制服として扱う(名札も着用すること) ポロシャツの組み合わせが認められる服装 ・ポロシャツ＋スラックス・スカート ※登下校、授業における服装。 ・ポロシャツ＋ハーフパンツ ※清掃、昼休み時に認められる服装。 ポロシャツでの活動が認められない場面 ・体育の授業、その他着用のしないよう指示された活動 ・身体測定 ※ポロシャツはスラックス・スカート、ハーフパンツの中に入れなくてよい ※第2ボタンまで止める。 ※ポロシャツ着用の際、インナーは原則見えないように着用する。
	下着 インナー	色の指定はない。ハイネックではないものとする。外から見えないように着こなすこと。 ・健康衛生上、体育の授業を除いて体育着の代わりに白のTシャツ（ロゴ等は片胸に収まる大きさのワンポイントは可）の着用を認める。

◆清掃時・昼休み外で遊ぶ場合の服装について◆

清掃 昼休み	認められる服装 ジャージ、体育着、<u>ポロシャツ、もしくはワイシャツの上にジャージを着用する。</u> <u>※ワイシャツの上にジャージを着用する場合の下はジャージかハーフパンツ。</u> 認められない服装 制服、スラックスの上にジャージを着用する。
-----------	---

◆制服着用場面の確認について◆

場面	服装	備考
～日常生活について～		
登校時	制服	部活動などの朝練習がある場合はこの限りではない。 体育着登校が可になれば「指定なし」。
清掃	体育着・ジャージ	制服での清掃は行わない。
授業中	制服	実技教科等で服装の指定がある場合は、教科担当の指示に準ずる。 ※午前中の授業の際、以下の場合は、太字の箇所の授業を体育着・ジャージで受けることを認める。

授業中		CASE1 朝清掃 1 時間目：制服 or 体育着・ジャージ 2 時間目：体育着・ジャージ CASE 2 1 時間目：体育着・ジャージ 2 時間目：制服 or 体育着・ジャージ 3 時間目：体育着・ジャージ CASE 3 2 時間目：体育着・ジャージ 3 時間目：制服 or 体育着・ジャージ 4 時間目：体育着・ジャージ
給食	原則制服	4 時間目が体育着・ジャージ授業の場合は着替えなくてよい。
昼休み 校庭での活動	体育着	制服での活動は行わない。
下校時 (部活有)	活動着	部活動の活動着で下校してよい。
下校時 (部活無)	制服	荒天時などは放送により対応。(放送担当：教頭先生)
再登校	指定なし	私服による再登校、自転車を利用した再登校は認めない。
～特別な場面について～		
朝礼	制服	指示がない場合、時期にあった服装を基本とする。 学校で服装の指示がある場合は、その指示に準ずる。
専門委員会	制服	委員会担当から服装の指定がある場合は、その指示に準ずる。 専門委員会後に部活動がある場合は、専門委員会終了後に部活動の活動着に着替える。
定期テスト	制服	
学年集会	制服	学活や総合、講演なども含む。 学年で服装の指示がある場合は、その指示に準ずる。
学校集会	制服	学活や総合、講演なども含む。 学校で服装の指示がある場合は、その指示に準ずる。
始業式	制服	放送で行う場合も服装は整える。
終業式	制服	放送で行う場合も服装は整える。

※1 「熱中症対策のための緩和期間」…熱中症対策の服装を優先 例) 集会時：体育着可

※2 「防寒対策のための緩和期間」… 防寒対策の服装を優先 例) 集会時；制服の上にウィンドブレーカー着用可

※医療・健康上や宗教上等の特別の事情がある場合は、相談してください。

(3) 靴と靴下について

靴下	白、紺、黒の無地の靴下とし、くるぶしが隠れる長さであり、ひざ下未満のものとする。 ・ワンポイントやラインの入った靴下も可。(両面可)(図を参照) ・ワンポイント・ラインが両方入っているものは不可。 ・足裏等、靴で隠れる箇所が指定の色でないものは可とする。 ※式典のときは白を履く。
----	--

靴	色の指定はないが紐の運動靴を着用 ・スニーカー、ハイカット、スリッポン、マジックテープの靴等、靴底が平らな靴は怪我のリスクが高いため禁止とする。 ・<u>紐の上に一部マジックテープがついている物は可。</u>
---	---

★認められる靴下の図→



(4) 持ち物・身なりについて

かばん	リュックサック型のかばんまたはサブバック ・かばんにつけてよいキーホルダー等は手の平サイズで物は1つとする。
携帯電話 スマートフォン ゲーム・音楽類	持ち込まない。
飲料	水筒、ペットボトル等、蓋の閉まる容器の持ち込みは通年認める。ゴミは持ち帰る。 ・中身は水、お茶、スポーツドリンク。余った場合は持ち帰る。 ・ホットの持ち込みは認めるが、やけどをしない温度で持ってくる。 ・友達にあげるのは衛生面やトラブルを避けるため不可。 ・パウダーの持ち込みは禁止。 ・水筒、ペットボトルの大きさや数の指定はしないが飲める量を考える。 ・凍らせたペットボトルの持ち込みは認める。 ※飲む時間は休み時間、部活動時、行事等で許可された場合のみとする。
菓子・補食	持ち込まない。
雑誌・まんが類	
カードゲーム類	
危険物	刃物、カッター類、ライター等は持ち込まない。
その他 身なり等	・制汗スプレー 持ち込まない。 ・制汗シート 無香料のものは使用可。ゴミは持ち帰る。 ・日焼け止め 無香料のものは使用可。色付きやスプレータイプは不可とする。 ・カイロ ゴミは持ち帰る。 ・ハンドクリーム 無香料のものは使用可。 ・リップクリーム 無香料のものは使用可。色のついている物の使用は認めない ・眉毛 加工しない。 ・化粧 しない。 ・装飾品 しない。 ※ピアスの穴もあけない。

※禁止されている物を持ってくる、ルールを守らない使い方をしている場合は学校で預かる。(返却は保護者へ)

※上記に記載していないものでも、授業や学校生活に関係ないと判断した場合は学校で預かる。(返却は保護者へ)

(5) 自動販売機の利用

始業前と昼休み及び終業後に利用することができる。授業の間の休み時間には利用することができない。

- ・始業前は8:15まで購入することができる。終業後は最終下校時刻まで購入することができる。
- ・自動販売機を利用する場合のお金は、財布など蓋の閉まるものに必ず入れて持ってくる。
- ・お金は基本各自で管理をするが、心配な場合は学年の教員に預ける。
- ・ICカード（Suica、PASMO等）で購入することも認める。
- ・お金の貸し借りは絶対にしない。おごり、おごられることも絶対にしない。
- ・ゴミは持ち帰る。

(6) 登下校、欠席・遅刻連絡について

登下校	制服で登下校 ・部活動がある場合は部活動の服装で登下校を認める。 ・登下校の途中で寄り道や買い食いをしない。 ・自分の通学路を通る。 ・登校したら家に戻らない。理由がある場合は必ず、担任、学年の先生に相談する。 ・自転車登校は認めない。三者面談、忘れ物を取りに来る、提出物を届けることを含める。 ・再登校の際は学校指定の服装（制服・ジャージ）で登校する。
登校時間	8:15までに正門を通過し、8:20に着席 ・朝礼がある日は、8:20までに指定場所に移動し着席する。 ・掃除の日は、ジャージまたは体操着に着替えて着席する。
欠席・遅刻 連絡	Microsoft Forms に保護者から8:15までに連絡をしてもらう ・8:15以降の連絡は保護者に電話連絡をしてもらう。 ・遅刻をした場合は、職員室に寄って報告をし、遅刻連絡カードを記入し教室に向かう。 ・早退をする場合は、生徒手帳に理由を書いて、担任に報告する。

(7) 日常生活について

学校生活	・ベランダ、他クラス、他学年のフロアへの出入りは認めない。 ・廊下は走らない。 ・持ち物には必ず記名をする。 ・持ち物（教科書やジャージ等）を忘れた場合、他人のものは貸さない。借りない。
清掃	・必ず自分の掃除場所に行く。 ・指示された日は制服で清掃してもよい。
給食	・終了時間（ごちそうさまをする）まで教室から出ない。 ・手洗い配膳を速やかにし、終了次第着席をして待つ。 ・緊急の場合は、担任の許可を得てから教室を出る。 ・配膳するとき、エプロンと三角巾、マスクを必ず着用し、衛生に配慮する。 ※給食は原則制服で食べる。4時間目がジャージの授業の場合は着替えなくてよい。
授業	・授業は制服で受ける。ただし、実技教科等で服装の指定がある場合は、ジャージで受けてもよい。 ・チャイムが鳴る2分前までに席に着き、授業に備える。 ・授業のはじめと終わりはあいさつをする。 ・座席を理由なく変更してはならない。 ・授業はチャイムが鳴るまで教室から出ない。

部活動	・ 帰りの会が終了するまで部活動の服装をしてはいけない。 ・ 各部活動で定められている服装は、その活動時間内のみとする。 ・ 弁当の場合は、顧問の先生の指示のあった場所で食べる。 ・ 放課後練習の際に、家に荷物を置きに戻らない。
-----	---

（８）熱中症対策（臨時的処置）

熱中症対策	
帽子	直射日光を避けるため、帽子着用を認める。 ・ 帽子についての指定はない。
体育着登校	体育着での登校を認める。 ・ 体育着は、ハーフパンツの外に出さないように着る。 ・ ジャージ登校は不可。寒い場合は制服で登校する。
水分補給	給食中、牛乳以外の水分補給を認める。 ・ 牛乳停止の届け出を提出していない生徒は、牛乳を飲んでから水分補給を行う。 登下校中、必要に応じて水分補給を認める。 ・ 通行の邪魔にならないように飲む。
授業	体育着で授業を受けることを認める。 ・ 冷房等で寒い場合は、制服で授業を受ける。
その他	登下校中、学校生活において日傘、冷却タオル、保冷剤の使用を認める。